令和８年度における国立研究開発法人国立環境研究所の中小企業者に関する契約の方針

令和８年 10 月

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「国環研」という。）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号。以下「法」という。）第５条の規定に基づき、令和８年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和８年４月 21 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和８年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を以下のとおり定める。

第１　中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

１　中小企業・小規模事業者向け契約目標

国環研は、令和８年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額の比率が前年度までの実績を上回るよう努め、金額が 98.2 億円、比率が 61%になるよう努めるものとする。

２　新規中小企業者向け契約目標

中小企業・小規模事業者向け契約目標のうち、新規中小企業者向け契約目標については、基本方針において、「前年度までの実績を上回るよう努め、引き続き国等全体として３％以上を目指す」と定められている。

このことを踏まえ、国環研としても前年度までの契約実績を上回るように努めるものとする。

３　中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者・小規模事業者の受注の機会の増大に資するため、中小企業官公需施策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

推進本部においては、１及び２の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、所内に対し指導・助言等を行う。

【推進本部の構成員】

本部長：総務部長

本部員：総務部総務課長、総務部人事課長、総務部会計課長、総務部施設課長、
企画部企画室長、総務部総務課課長補佐、総務部人事課課長補佐、
総務部会計課課長補佐、総務部施設課課長補佐

その他推進本部が必要と認めたときは、上記以外の職員を参画させることができる。

第２　中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

国環研は、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

１　中小企業・小規模事業者の受注機会を増大させるために必要な措置

（１）地域の中小企業・小規模事業者等の積極的な活用に向けた地域要件の設定等

① 契約内容の履行の確保の観点から、一般競争入札の際には、適切な地域要件を設定するとともに、総合評価落札方式による競争の際に、地域精通度等に加え、迅速性や融通性等を評価項目として考慮することに努めるものとする。

② 福島地域協働研究拠点において消費される物件等については、少額の契約であって随意契約（以下「少額の随意契約」という。）による場合には、当該地域の中小企業・小規模事業者を見積先に含めるよう努めるものとする。

（２）消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する適切な対応

競争入札において、適格請求書発行事業者でないことのみをもって、競争入札に参加させないこととするような資格を定めることはしないものとする。

（３）総合評価落札方式の適切な活用

① 総合評価落札方式による競争の際、透明性を確保するために品質・機能の水準等を明確にした発注仕様書を作成するものとする。また、同方式の活用に当たっては、審査項目の設定方法等についての検討を行うものとする。

② ビルメンテナンス業、警備業等に関する契約については、適切な価格転嫁を推進するため、役務提供体制・専門的資格等の詳細を審査し、提供役務の内容を評価する総合評価落札方式の適用拡大に取り組む。

（４）分離・分割発注における事例の活用

物件等の発注を行う際はあらかじめ、価格面、数量面、工程面等並びに商品の種

類ごとに、公正性を確保した上で、分離・分割して発注を行うことが契約内容の効果的・効率的な執行に資するかどうかについて検討（公正性についての検討も含む。）し、資すると認められた場合は、分離・分割発注を確実に実施するよう取り組む。

特に、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等を含んだ物件及び役務の発注に当たっては、商品等を種類ごとに分離することや契約期間を一定期間ごとに分割すること等、より多くの視点で分離・分割発注の検討を行うよう取り組む。

2　官公需における価格転嫁・取引適正化のために講ずる措置

（1）適切な予定価格の作成

発注に当たって作成する予定価格において、需給の状況、原材料費・人件費・エネルギーコスト等の実勢価格を反映するとともに、複数年度契約の発注に当たって作成する予定価格においては、期中の価格変動も適切に反映するよう取り組む。

（2）適正な納期・工期・納入条件等の設定

物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組等に留意しつつ、複数年度契約の活用、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するとともに、発注時期の平準化等の状況のモニター等に取り組む。

なお、中小企業者が余裕をもって計画的に参加できるよう、仕様の内容に応じて適切な公示期間を設けることに加え、必要に応じて説明会を実施し、説明会から入札までの期間を十分に確保する取組を継続する。

（3）最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

契約においては、最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、年度途中の最低賃金額の改定を想定した見直し条項を予め入れることにより、適切な単価改正を担保するよう努めるものとする。契約後に最低賃金額の大幅な改定があった場合には、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対して確認し、受注者からの求めがあった場合には適切に対応するものとする。

（4）低入札価格調査制度の適切な活用等

ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、基準価格を下回る入札が行われた場合には、低入札価格調査制度を活用し、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況の聴取等により入札価格の妥当性について確認するものとす

る。

入札価格の内訳書における人件費、原材料費、エネルギーコスト等について、実勢価格に沿った単価になっているかを確認する。また、業務に必要な工数が適切に計上されているかを確認するものとする。

なお、低入札価格調査の制度の対象になった場合に求められる対応などについては、入札説明会や入札説明資料においてあらかじめ入札参加希望者に対して周知を行うよう取り組む。

（５）中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

① 物件等の発注に当たって、受注者の資金繰りがしやすいように部分払をすることにより、受注者が円滑に事業を実施できるように努めるものとする。特に人件費比率の高い役務契約に対し、業務内容に応じて部分払（毎月払い等）を行うよう配慮するものとする。

② 発注者から債権の譲渡制限の意思表示がなされた場合であっても、受注者による譲渡の効力は妨げられないことと改正された民法（明治２９年法律第８９号）第４６６条第２項の趣旨を踏まえ、資金繰りへの配慮に努めるものとする。

（６）知的財産権の取扱いの明記

物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、その財産的価値について十分に留意し、その著作権を無償譲渡させないものとする。

加えて、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成１６年法律第８１号）第２条第１項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、当該知的財産権の全部又は一部を譲り受けず受注者に帰属させることができるコンテンツ版バイ・ドール契約を活用するものとし、現行及び将来のコンテンツ制作を含有する契約の有無に関わらず、コンテンツ版バイ・ドール条項を含む、契約書のひな形の作成に取り組む。

（７）労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

① 工事の発注において、契約書に設定されるスライド条項の運用基準を策定するよう準備に取り組む。

また、スライド条項又は再協議条項が設定されていない複数年にわたる物件及び役務の契約において、国環研側から年１回以上の協議を実施するよう取り組む。

② 工事契約において、受注者から請負契約の内容の変更について申出があった場合、予算の不足や過去の変更契約実績がないことを理由に協議に応じないとい

った対応は行わず、誠実な対応を行うよう取り組む。また、役務契約・物品契約においても同様に迅速・適切な対応に取り組む。これらの際、「根拠資料は公表資料に基づくものとする」等の労務費転嫁指針の趣旨を考慮する。

（８）技術力のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会の増大

技術力のある中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、政府調達（公共事業を除く。）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」に基づき、重点的に取り組む分野における入札については、SBIR 制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物件等の分野における技術力を証明できる者は、下位等級であっても入札参加が可能となるよう、弾力的な運用に努めるものとする。

（９）事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮

自然災害等の発生時における安定的な供給体制の確保及び中小企業・小規模事業者の災害への備えを促進していくことの重要性に鑑み、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 56 条第１項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第 58 条第１項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者について、見積先に含める等の受注機会の増大に努めるものとする。

３　官公需情報の提供の徹底

（１）発注情報の公表と説明

一般競争入札による発注に関する情報及びそれらに係る落札に関する情報についてホームページへの掲載により、中小企業・小規模事業者に対する情報提供の徹底に取り組む。

また、物件等（工事及び役務並びに物件をいう。以下同じ。）の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して十分な説明を行うよう取り組む。

（２）官公需に関する相談体制の整備

総務部会計課に「官公需相談窓口」を設置し、中小企業者からの相談に応じ、情報を提供する。

４　東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

（１）東日本大震災の被災地域における役務及び工事等の発注に当たっては、当該

地域における需給の状況、原材料費及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ、最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務の発注については、各都道府県における最低賃金額の改定も反映した額）（以下単に「原材料費及び人件費」という。）等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切な予定価格を作成するものとする。なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需要状況（例えば季節要因）等を考慮するよう努めるものとする。

（２）令和２年７月豪雨及び令和６年能登半島地震の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮令和２年７月豪雨及び令和６年能登半島地震の被災地域における役務及び工事等の発注に当たっては、上記１に掲げる同様の配慮に努めるものとする。

第３　新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

１　新規中小企業者の活用に関する基本的な事項

新規中小企業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

（１）新規中小企業者への配慮

①　過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化推進

役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、競争参加者の資格や評価項目を設定するに際しては、過去の実績を求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものとならないよう配慮するものとする。

なお、少額の随意契約を行う際には、見積先が固定化しないよう小企業者を含む小規模事業者や調達実績の少ない新規中小企業者からも見積書を取得するよう努めるものとする。

また、公開見積競争により物件等の契約の見積もり合わせを実施する場合には、見積り合わせに参加するスタートアップが含まれ得る新規中小企業者を更に増やすため、公示及び見積書の提出に際しては、ホームページを通じて行うとともに、電子メール等を活用するなど電子的手段を利用するものとする。

②　競争参加者の資格の弾力的運用

競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、入札参加者

の確保が図られるときには、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

③　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の２第１項第４号に基づき都道府県知事が認定した商品又は役務（「いわゆるトライアル発注認定商品等」という。）等の受注の機会の増大

いわゆるトライアル発注認定商品等のうち、新規中小企業者が取り組むものについて、少額の随意契約による場合は、新規中小企業者も見積先に含める等の受注機会の増大に努めるものとする。

④　新規中小企業者からの相談体制

総務部会計課の職員を「官公需相談窓口」の担当とし、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応する。

２　組合の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

国環研は、官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るため、基本方針に即し取り組むものとする。

第４　上記第１から第３に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

１　本方針の適用範囲

本方針は、国環研の全ての部署に適用する。

２　国等の契約の基本方針の共有

総務部会計課は、国等の契約の基本方針に記載された事項の確実な実施を図るため、契約担当者をはじめとする関係の職員に対し、定期的に周知を行うなどして確実な認識の共有に取り組む。

３　価格転嫁・取引適正化の実施に向けた人事評価における配慮

地域経済において官公需の価格転嫁が重要な役割を果たすことを踏まえ、会計・調達など発注に関係する業務を担当する職員が取り組んだ官公需における価格転嫁・取引適正化への取組みについて、人事評価において適切に配慮することに取り組む。

４　本方針の公表

法第５条第３項の規定に基づき、本方針は速やかに公表する。